

特 殊 健 康 診 断

動 向

1. 第11次労働災害防止計画（11次防）：労働者の安全と健康確保の基本方針である11次防が、平成20年3月9日公示された。これには、平成20年度から5年間、関係者が一体となって総合的、計画的に労働災害防止対策に取り組むべき事項が示されている。特殊健康診断と関係するものとしては、④職業性疾病等の予防対策（粉じん、腰痛、振動・騒音、熱中症、酸欠、電離放射線、VDT、その他）⑤石綿障害予防対策⑥化学物質対策 などがある。
2. 石綿健康管理手帳の交付要件の改正：労働安全衛生規則が平成19年10月1日に改正・施行された。これまでは、石綿の作業歴があり、健康診断の結果、石綿による一定の所見のある者に手帳が交付されていたが、新しく、石綿を直接取り扱う作業に、一年以上もしくは十年以上、従事した経験がある離職者、つまり作業歴によっても手帳が交付されることとなった。
3. 特定化学物質障害予防規則の改正：平成18年度の、化学物質のリスク評価検討会の評価結果に基づいて、健康障害防止対策を強化すべきものとして、ホルムアルデヒド、1,3ブタジエン、硫酸ジエチルについての規制を要することから、特定化学物質障害予防規則等が改正され、平成20年3月1日から施行された。特に、ホルムアルデヒドは特定化学物質の第3類物質から第2類物質に変更され、特別管理物質（第38条の3）とされたが、健康診断については特殊健康診断ではなく、労働安全衛生規則第45条で定める特定業務従事者の健康診断を行うこととされた。

現 状

前年度に比較して、特殊健康診断の受診団体数は441から430団体に、11団体（2.5%）減少しているが、受診者は74398名から79773名へと5375名（7.2%）増加している。その主なものは、

| | |
|-------|----------------------|
| 行政指導 | 2391名増加（27210→29601） |
| 有機溶剤 | 1473名増加（19118→20591） |
| じん肺 | 865名増加（2192→3057） |
| 電離放射線 | 138名増加（6068→6201） |
| 石綿 | 131名増加（3073→3204） |

である。特に石綿は前年1073名の増加が見られたが、今年は微増にとどまっている。しかし、平成19

年10月より作業歴により健康管理手帳が交付されることになったので、今後、手帳申請者の増加が予想される。

その他、

| | |
|-------|--------------------|
| VDT健診 | 1081名（13277→14358） |
| 騒音 | 485名（5366→5851） |
| 有害光線 | 374名（2168→2542） |

受診者が増加している。

有機溶剤の尿中代謝物の分布状況は例年と大きな変化はないが、トリクロロエチレンの総三塩化物の分布3が平成13年に1例見られたが今回久しぶりに某社にまとめて5名、異常な高値が見られ、局排装置の点検、尿の再検査等の指導を行った例がある。

その他、特殊健康診断の結果について、例年と大きな変化は見られない。

今後の課題

結核予防法が平成16年に改正され、健康診断はリスクに応じた対応をとるよう見直されたが、労働安全衛生法に基づく健康診断については、「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」において検討がなされ、40歳以上、粉じん作業従事者、海外派遣労働者、特定業務従事者については、従来どおり一律に胸部エックス線検査を義務付けるべきであるが、レントゲン検査の有効性については、さまざまな評価があることから見直しにあたっては、労働者の健康管理に対する有効性などを評価する必要があると報告されている。

特定化学物質の追加等労働安全衛生法施行令等の一部改正：平成20年11月12日、①石綿ポジティブリストの見直し、②ニッケル化合物・砒素などに係る健康障害防止措置（健康診断項目・内容の追加・変更）、③石綿の間接ばく露者に対する特殊健康診断の実施・健康管理手帳の交付に関する諸規定の改正等が、公示された。改正政省令のうち、健康診断に関しては平成21年4月1日施行である。

特殊健康診断等に関する検討会：法に基づく既存の特殊健康診断の項目等について、最新の医学的知見をもとに見直しを行うとともに、離職者の健康管理の必要性（健康管理手帳の交付）について検討することを目的として平成20年6月より検討会が開催されている。

関係の集計表は121頁に掲載